

# 滋賀県市町土地開発公社業務方法書

昭和 49 年 9 月 10 日制定  
昭和 55 年 5 月 21 日改正  
平成 12 年 2 月 17 日改正  
平成 16 年 9 月 2 日改正  
平成 17 年 2 月 2 日改正

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この土地開発公社（以下「公社」という。）の業務は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号。以下「法」という。）その他の法令及びこれに基づく命令によるほか、この業務方法書による。

### (業務運営の基本方針)

第 2 条 この公社は、業務を遂行するにあたっては業務の公共性に配慮して、総合的かつ効率的な運営に努めるものとする。

### (用語の意義)

第 3 条 この業務方法書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町等 公社定款第 3 条に規定する別表第 1 に掲げる市町（以下「設立団体」という。）設立団体で組織する一部事務組合及び設立団体で組織する広域連合をいう。
- (2) 申出団体 この公社に公共用地等の取得造成その他法令に基づく整備事業等を申出する市町等をいう。

## 第 2 章 業務の執行

### 第 1 節 通則

#### (業務申出の原則)

第 4 条 この公社の業務は、市町等の申出に基づいて公共用地等の取得、造成ならびに整備事業を行うものとする。

#### (事業の区分)

第 5 条 この公社の事業は、次の表に掲げる事業に区分する。

事業区分		内容
申出事業	市町等からの申出による事業	市町等からの申出に基づき、公社の名において公共用地等を取得造成する事業
		市町等からの委託に基づき、上記事業の実施とあわせて整備されるべき義務教育施設を整備する事業（以下「施設整備事業」という。）
委託事業	市町等以外の団体からの申出による事業	国、市町等以外の地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）からの委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査測量その他これらに類する事業
自主事業		公社独自が公共用地等取得造成する事業

(事業計画)

第6条 理事長は、毎事業年度開始前にこの公社の資金調達見通し等を勘案して事業計画案を作成し、理事会の議決を経て設立団体の長の承認を受けるものとする。

2 前項の場合において、申出事業に係る事業計画案については、事業申出計画書(別記様式第1号)に基づきこれを作成するものとする。

3 前2項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。ただし、事業規模及び所要資金予定額の20%以内の変更その他軽微な事項の変更については、理事長がこれを決定することができるものとする。

第2節 市町等からの申出による事業

(申出の決定及び通知)

第7条 事業の申し出の決定は、理事長が行う。

2 理事長は、前項の規定により事業の申出の決定を行おうとするときは、当該事業が第6条の規定により決定された事業計画に基づくものであること及び当該事業に係る次条第1項に規定する債務負担行為の定めについて確認をしなければならない。

3 理事長は、前2項の規定により申出事業を決定したときは、直ちに当該事業を申出団体に対し受理決定(別記様式第2号)の通知をしなければならない。

(申出団体の予算措置)

第8条 申出団体は、申出に係る事業について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の定めをしなければならない。

2 申出団体は、前項の規定による債務負担行為に従い、金融機関との間に債務保証契約(別記様式第3号)を締結しなければならない。

(申出団体の事務)

第9条 次の各号に掲げる事務は、申出団体が行わなければならない。

- (1) 土地の買収計画の樹立及び買収交渉
- (2) 土地の造成計画の樹立
- (3) 施設の整備計画の樹立
- (4) この公社が取得造成した土地の管理ならびに施設の管理

(申出事業に係る土地の管理)

第10条 申出によってこの公社が取得し、所有した土地の管理について当該申出団体は境界標を打つなど、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

(費用の支弁等)

第11条 この公社が申出を受けてする事業に必要な経費のうち、次に掲げる経費以外の経費は、当該申出団体がこれを支弁する。

- (1) 土地取得費(補償費を含む。)
- (2) 造成工事費(設計及び監督を外注したときは、その経費を含む。)
- (3) 施設整備費

2 この公社は、前項各号に掲げる代金の支払いを当該申出団体に委任するものとする。

### 第3節 市町等以外の団体からの申出による事業

(市町等以外の団体からの申出による事業)

第12条 市町等以外の団体からの申出による事業の受理については、第7条から前条までの規定に準じて理事会で決定する方法によるものとする。

### 第4節 自主事業

(自主事業の決定)

第13条 この公社が自主事業を行おうとするときは、あらかじめ設立団体の長と協議しなければならない。

2 前項の事業は、公益の増進に寄与するものでなければならない。

(土地の処分の見通し)

第14条 自主事業の決定にあたっては、土地の処分の見通しについて十分考慮しなければならない。

### 第3章 事業に要する費用及びその納付

(事業に要する費用)

第15条 申出による事業の費用は、次の各号に掲げる合計額とする。

- (1) 土地取得費
- (2) 造成工事費
- (3) 施設整備費
- (4) 前3号に係る借入金の利子
- (5) 第1号から前号に掲げる経費以外の経費で理事長が定める額

2 理事長は、申出による事業が完了したときは、直ちに申出による事業の費用を確定し、当該事業の申出に係る市町等または国等(以下「申出団体等」という。)に通知しなければならない。この場合において当該申出による事業がその年度の末日までに完了しないときは、完了部分のみ当該年度分として確定し未完了部分は翌年度事業として措置するものとする。

(費用の納付)

第16条 申出団体等は、前条第1項の規定による費用を同条第2項の規定による費用の確定通知後、一括払いまたは分割払いの方法により納付しなければならない。

2 申出団体等が費用を納付しようとする場合は、第8条第1項の債務負担行為の定めに従い、次の各号に定める方法によるものとする。

(1) 申出団体

ア、前条第1項第1号第2号第3号及び第4号に掲げる経費

1 . この公社が市町等の申出により公共用地等の先行取得をし、当該土地を申出団体に譲渡した年度に一括して納付する。(ただし当該事業を施行してから5年をこえない期間)

2 . 前1の規定にかかわらず必要と認められた事業については、10年以内(元金据置2年均等最長8年償還)とすることができる。

3 . 前1、2の規定にかかわらず施設整備事業については12年以内(元金据置5年均等最長7年償還)とすることができる。

イ、前条第1項第5号に掲げる経費 当該事業を施行した年度に一括して納付する。

(2) 国等 前号の規定に準じて理事会で決定する方法により納付する。

#### 第4章 補則

(委任)

第17条 この公社の業務の執行に関して必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

1 この業務方法書は、昭和49年9月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この業務方法書は、公布の日から施行し、昭和55年6月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この業務方法書は、公布の日から施行し、平成11年11月1日から適用する。

付 則

この業務方法書は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この業務方法書は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

(別記様式第1号)

文書記号番号  
年 月 日

滋賀県市町土地開発公社  
理事長 様

申出団体名  
申出団体長名 印

年度公共用地等取得(造成)事業申出計画書

年度公共用地等取得(造成)事業を公社業務方法書の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申出します。

記

事業種別	申出(一般・特別)委託	事業区分	取得・造成
事業名			
事業施行箇所			
地目		地積	m <sup>2</sup>
買収(造成)予定	月頃	所要資金額(概算)	千円
譲受年月	年 月	[内 訳] ・取得 ・造成	千円 千円
利用計画概要			

- この計画書(物件調書を含む)は、1用地ごとに作成すること。
- 事業計画概要、土地の登記簿謄本および位置を示した地図(位置図、公図、平面図)を添付すること。
- 業務方法書に規定する債務負担行為の定め(写し)を添付すること。(申出時まで議決されていない場合は、議決予定年月を記載し議決次第速やかに提出すること。)

(別記様式第2号)

文書記号番号  
年月日

様

滋賀県市町土地開発公社  
理事長 印

年度公共用地等取得(造成)事業受理決定通知書

去る 月 日付 第 号により申出があった事業について当社が受理することに決定した  
から通知いたします。

記

- 1 事業名
- 2 事業費(予定) 千円
- 3 事業内容 申込記載のとおり

(別記様式第3号)

## 債務保証契約書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)および滋賀県市町土地開発公社(以下「丙」という。)とは、乙が丙に対し貸し付けする貸付金の債務保証について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲が乙に対し保証する債務保証額および保証期間は次のとおりとする。

(1) 年度 事業にかかる保証額  
金 円

(2) 債務保証期間  
年 月 日 から 年 月 日 まで

第2条 甲は、乙が丙に対し貸し付けする元金および利息の支払いを保証する。

第3条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、甲、乙、丙協議のうえ定める。

この契約を証するため契約書3通を作成して甲、乙、丙各1通を保有する。

年 月 日

甲 申出団体名  
申出団体長 印

乙  
印

丙 滋賀県市町土地開発公社  
理事長 印